

## 福知山市情報公開条例の一部を改正する条例にかかる骨子（案）

### 1 条例改正の背景・目的

平成25年度以降、福知山市への公文書・個人情報開示請求数は年々増加し、ここ数年においては、京都府内でも突出した開示請求数となっています。特に、その請求の内容においては、合理的な理由を示すことなく同じ文書を繰り返し請求するもの、請求者が要求する行為（特定の職員に対する謝罪や懲戒処分を要求する行為を含みます。）を実行させることが実質的な目的であるものなど、本来の開示請求により果たされるべき「知る権利」とは目的が異なると考えられるものが含まれています。

以上のことから、本市では、令和元年に情報公開請求における権利濫用請求の取扱指針（以下、取扱指針）を策定しました。現在、一般法理の原則及び取扱指針に従い権利の濫用と判断したものは請求を却下していますが、却下自体を濫用しないよう慎重に運用すべきものであると考えています。

それにより、福知山市情報公開条例（以下、条例）に「請求者は権利の濫用をしてはならない」と明記することと、取扱指針をより具体的に定めることで、請求者に対し更に明確な説明が可能となり、かつ、本市が、請求者からの開示請求を安易に「権利の濫用」として取扱うことのないよう、更に制する効果が見込まれ、情報公開制度の適正な運用を更に図るものです。

以下、2（1）改正する条例の内容をパブリックコメントの対象として示します。

### 2 主な改正内容

- （1）条例第5条（請求権者）に第5条の2を追加し、同条に「権利の濫用をしてはならない」ことを明記します。詳細は、別紙1、福知山市情報公開条例の一部を改正する条例（案）を御参照ください。（パブリックコメントの対象）
- （2）取扱指針に「権利の濫用をしてはならない」ことについて、より具体的な例を明記します。詳細は、別紙2、（改訂）情報公開請求における権利濫用請求の取扱指針（案）を御参照ください。（参考）

### 3 今後のスケジュールについて

- ・令和4年9月29日～10月28日      パブリックコメント実施
- ・令和4年12月～                      福知山市議会への提案予定
- ・令和5年1月～                        条例の施行開始予定